資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は平成二十八年四月十一日付官報（号外第八十四号）九十一頁に公告しています。

平成二十八年五月六日

東京都足立区足立一丁目一一番三号

株式会社グローブホールディングス

代表取締役　砂本　一也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は平成二十八年四月十一日付官報（号外第八十四号）九十一頁に公告しています。

平成二十八年五月六日

東京都墨田区八広四丁目一六番六―二〇六号

株式会社グローブインテック

代表取締役　庄司　紀昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年五月六日

東京都豊島区池袋本町三丁目三四番一六号

高島荘一号室　株式会社日本物流企画

代表取締役　山本　芽

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百七十万円減少し六百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月六日

神戸市中央区下山手通九丁目四―一一島ビル一階

有限会社村田住建

代表取締役　村田　雅則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月六日

熊本市西区沖新町二三八番地

有限会社三井商事

取締役　古川　幸治

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年五月三十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年五月六日

岐阜県岐阜市茜部菱野四丁目七九番地の一

株式会社岐阜造園

代表取締役　小栗　達弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月六日

札幌市白石区中央一条七丁目六番一号

北海道電電輸送株式会社

代表取締役　引地　泰史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月六日

東京都品川区上大崎二丁目一八番一号

株式会社相和技術研究所

代表取締役　平野　尚久

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式六十一株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年六月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月六日

愛媛県松山市中村二丁目七番三三号

ベストケア株式会社

代表取締役　山田　哲

限定承認公告

本籍東京都文京区本郷六丁目七四番地、最後の住所神奈川県大和市つきみ野七丁目八番地二

被相続人　亡　松本　重治

右被相続人は平成二十八年一月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

神奈川県大和市つきみ野七丁目八番地二

相続財産管理人　松本満里子

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市稲葉三丁目一三番、最後の住所大阪府東大阪市稲葉三丁目一三番五三号

被相続人　亡　藤井　勝広

右被相続人は平成二十八年一月三日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

大阪府東大阪市稲葉三丁目五番五号

相続財産管理人　豊島眞由美

限定承認公告

本籍熊本県上益城郡甲佐町大字西原五三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山田チエコ

右被相続人は平成二十八年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十一日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

福岡県久留米市津福本町一六六一番地三志摩ビル四〇三

相続財産管理人　山田　卓也

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十八年七月八日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使すべき投資主を確定するため、平成二十八年五月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主といたします。

平成二十八年五月六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

ジャパン・プライベート・リート投資法人

執行役員　内山隆太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年五月六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジーエイト新富町Ⅱ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000346/1fz0/

平成二十八年五月六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　宮里　猛

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年四月二十二日目次欄中（原稿誤り）				
一一	一	終りから九	被害	損害
平成二十八年四月二十一日掲載皇室事項欄（原稿誤り）				
一一	四	五～六	新任本邦駐在モルドバ国特命全権大使	初代本邦駐在モルドバ国特命全権大使

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二日付特第二五号四ページ
調達第八三号二四ページ

―ジ●同月六日付第一〇〇号四八ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）